古賀市創業支援事業補助金Ｑ＆Ａ

Ｑ１．事業所の所在地が分かる（古賀市内で事業を営むことを証する)書類とはどのようなものがあるか

Ａ１．営業許可証やオープン時に作成し広く配布した実績がわかるチラシ、店舗のＨＰ画面のコピー、賃貸借契約書、事業所あての公共料金支払い領収書等が考えられます。

Ｑ２．個人で行っていた事業を法人化する「法人なり」は対象となるか。

Ａ２．対象外となります。

Ｑ３．前オーナーから店舗を引き継いで事業承継した。申請対象になるか。

Ａ３．事業の引継ぎは、本補助金の対象外となります。

Ｑ４．既に市外で事業を営んでおり、古賀市内に移転したい。対象となるか。

Ａ４．事業を営んでいない者が開業することが申請条件であり、すでに事業を営んでいる方は対象外となります。

Ｑ５．補助対象事業の要件にある「地域経済の活性化につながる見込みのある事業」はどういうものか。

Ａ５．市内事業者からの仕入れ、市内に住む従業員の雇用、市内での製造、主な販売先が市内の消費者や事業者である事業等を想定します。例えば、不動産賃貸業（仲介業を除く）、投資に関する事業、主な販売先が古賀市内ではない移動販売事業、ネット通販事業（古賀市内で製造された製品等の販売を除く)、ライター、システムエンジニア、古賀市外を主な活動拠点とした講師及びコンサルティング業、Youtuber などに関する創業は、本補助金の対象外となります。

Ｑ６．補助対象となる経費において、汎用性のあるものは補助対象外とあるが、具体的にはどのようなものが想定されるのか？

Ａ６．以下のケースが想定されます。

・自宅兼事業所としているケースで、キッチンやトイレなど住居部分としての利用も考えられるものに係る費用

・ＰＣ・ＰＣ周辺機器・タブレット・スマホ・カメラ・事務機器・車両本体の購入に係る費用

Ｑ７．補助事業開始、補助事業完了とは、どのタイミングのことを指すのか？

Ａ７．補助事業開始とは、補助対象経費にかかる相手先との契約及び業務発注を行うタイミングのことを意味します。補助金の交付決定を受ける前に、契約及び発注を行った対象経費については、補助対象外となります（事前着手届を提出した場合を除く)。また、補助事業完了とは、対象経費について、契約及び発注した業務が完了し、相手先への支払が完了（領収書の受領）したタイミングを意味します。補助事業期間内に、相手先への支払いを終わらせる必要があります。

Ｑ８．交付申請書に記入する目標値を達成できなかった場合のペナルティはあるのか。

Ａ８．特にありませんが、補助事業終了から３年間毎年、補助事業実施効果報告書を提出してもらう必要があり、そこに、その年の目標達成状況を記入していただきます。その際、目標数値を達成していなかった場合に、その理由と、改善方法を記入していただく必要があります。よって、実現

可能な現実的な目標を記入してください。

Ｑ９．交付申請時には創業予定で補助事業を実施したが、補助事業完了日までに創業できなかった。
Ａ９．補助事業完了日までに創業する事業がこの補助金の交付対象となるため、補助事業完了日までに創業しなかった事業は、補助金交付ができません。交付申請時点で創業未了者においては、補助事業完了日の設定を、創業が完了する日を考慮した日にちで設定する必要があります。補助事業完了日は遅くとも令和５年２月２８日です。創業日の確認については、原則、開業届及び履歴事項全部証明書で確認します。

Ｑ１０．特定創業支援等事業とは何か。
Ａ１０．古賀市商工会で「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」に関する相談助言を継続して１か月以上にわたり４回以上受ける事業のことを言います。

Ｑ１１．特定創業支援等事業をすべて終了しないと補助金の申請はできないのか。
Ａ１１．特定創業支援等事業の実施スケジュールを市商工会と打ち合わせの上、市商工会から特定創業支援等事業を受けることの確認書の発行を受けることで、特定創業支援等事業をすべて終了していなくても補助金の交付申請は可能です。ただし、補助事業完了日までに、特定創業支援等事業を完了している必要があります。

Ｑ１２．この補助金の申請ができること以外に、特定創業支援等事業を受けることのメリットはあるか。
Ａ１２．特定創業支援等事業をすべて終了すると、市に「特定創業支援等事業の証明に関する申請書」による認定申請を行うことができます。この証明の発行を受けることにより、創業関連保証の特例や日本政策金融公庫の創業関係の融資制度を利用することが可能となり、また、法人設立の際の登録免許税の軽減措置を受けることができるようになります。

Ｑ１３．補助対象者の要件の中で「個人開業又は新たに会社を設立してから１年未満のもの」の１年未満とは、いつの時点を基準に１年未満となるのか。
Ａ１３．補助金の交付申請日から起算して１年前になります。

Ｑ１４．小規模事業者持続化補助金を創業枠で申し込み予定だが、重複しての申請は可能か。
Ａ１４．重複申請はできません。国、福岡県及びその他の地方公共団体の補助金等において、重複申請していない（今後申請しない）事業または交付を受けていない事業である必要があります。

Ｑ１５．事業に事前着手したいと考えているが、事前着手届は申請書類一式を提出しないと提出できないのか。
Ａ１５．そのとおりです。申請書類一式と一緒に提出いただくか、申請書類一式を提出した後に提出いただくかのどちらかになります。申請書類を提出する前に、事前着手届の提出をすることはできません。